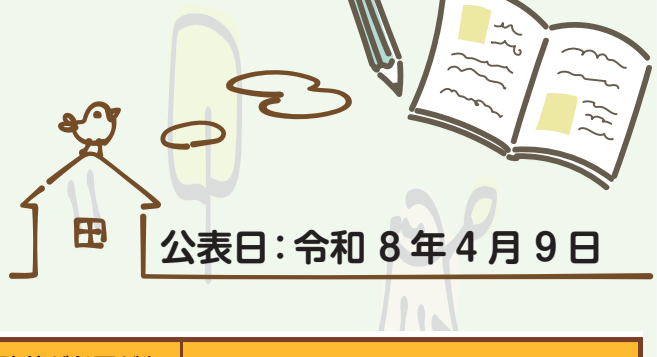


COMPASS 多良見  
事業所における自己評価結果(公表)

公表日: 令和8年4月9日



	チェック項目	はい	いいえ	工夫していると思う点・改善が必要だと 思われる点など	課題や改善すべき点
環境・運営・体制整備	1 訪問支援に使用する場合の教員教材は適切であるか。		2	訪問先で使用するのは訪問先が用意しているものを用いております。	今後も訪問先と相談をおこないながら、アトバイスの中で教材の工夫を提供してまいります。
	2 利用希望者に対して、職員の配置数は適切であるか。	2		国の基準では、1つの事業所に児童発達支援管理責任者・管理者を1名以上配置し、訪問支援員が1人以上配置と定められております。COMPASSでは資格や経験等を考慮して訪問支援員を配置しております。	
	3 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。	2		定期的な事業所としての業務改善の目標設定と振り返りをおこなっております。	
業務改善	4 保護者向け評価表により、保護者等の意向を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	2		今回第1回目の自己評価をおこなっております。保護者様評価の結果及び訪問先施設様評価の結果並びにこれからの評価を受けて明らかになった事業所の強みや弱みを踏まえ、全職員が一体となって、日々の支援の中で、さらなる支援の充実や改善に向けて取組を進めてまいります。	
	5 従業者の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	2		事業所全体としての自己評価の結果、さらに強化・充実を図るべき点や、課題や改善すべき点を職員全員の共通理解の下で分析し、課題や改善すべき点と考えられる事項について、速やかにその改善に努めてまいります。	
	6 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。		2	現時点では第三者評価は実施できておりません。	第三者による外部評価については今後の課題として検討してまいります。
	7 職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	2		法人内で定期的に研修会を実施し、職員の資質の向上に努めております。	
	8 個々の子どもに対してアセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、保育所等訪問支援計画を作成しているか。	2		保育所等訪問支援を利用する児童と保護者様のニーズを適切に把握し、保育所等訪問支援が提供すべき支援の内容を踏まえて保育所等訪問支援計画を作成し、全ての職員が保育所等訪問支援計画に基づいた支援を行っているように調整をおこなっております。	
	9 保育所等訪問支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、子どもの支援に関わる職員が共通理解の下で、子どもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	2		将来に対する見通しを持ったうえで、障がい種別や特性、児童の発達の段階を丁寧に把握し、それらに応じた関わり方を考えていくとともに、児童や保護者様の意思の尊重、児童の最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することを重視しております。	
	10 保育所等訪問支援計画を作成する際には、訪問先施設の担当者等と連携し、訪問先施設や担任等の意向を盛り込んでいるか。	2		訪問前に支援方法のすり合わせをおこなっております。	
適切な支援の提供	11 保育所等訪問支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	2		児童の支援に関わるさまざまな職員に意見を聴く機会を設けております。	
	12 子どもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	2		標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントは情報提供書にて状況を把握し、児童の発育状況、自己理解、心理的課題、児童の興味・関心、養育環境、これまで受けてきた支援、現在通っている保育所等や関わっている機関、地域とのつながり、利用に当たっての希望、将来展望等について必要な情報を聴き取りにてアセスメントを実施しております。	
	13 保育所等訪問支援計画には、保育所等訪問支援ガイドラインの「保育所等訪問支援の具体的な内容」も踏まえながら、具体的な支援内容が設定されているか。	2		「児童本人に対する支援」、「訪問先施設の職員に対する支援」および「保護者様に対する支援」を重視し、支援をおこなっております。	
	14 保育所等訪問支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	2		児童の支援に関わるさまざまな職員に意見を聴く機会を設けております。	
	15 支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。	2		支援員と児童発達支援管理責任者が中心となって打ち合わせをおこなっております。	
	16 支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	2		支援員と児童発達支援管理責任者が中心となって打ち合わせをおこなっております。	
	17 保育所等訪問支援を実施する際、訪問先の理念や支援手法を尊重して支援を行っているか。	2		訪問前に会議をおこない、訪問先の理念や支援手法を確認しております。	
	18 毎回の支援に関して、記録を取ることを徹底し、支援の検証・改善に繋げているか。	2		保育所等訪問支援計画に基づき提供した支援内容や児童の様子、訪問先施設の職員に対する助言の内容などを具体的に記録をおこなっております。	
	19 定期的に保護者や訪問先の意向の確認やモニタリングを行い、保育所等訪問支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	2		目標達成度を評価して支援の効果を測定していくためのものであり、達成しているか達成していないかを評価するものではなく、提供した支援の客観的評価を行い、保育所等訪問支援計画の見直しの必要性を判断しております。	
	20 障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。	2		関係者や関係機関と連携を密にし、適切に情報を共有することにより、児童に対する理解を深めて保育所等訪問支援が必要な児童が、円滑に保育所等訪問支援の利用に繋がるように取り組んでおります。	
	21 地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	2		関係者や関係機関と連携を密にし、適切に情報を共有することにより、児童に対する理解を深めて保育所等訪問支援が必要な児童が、円滑に保育所等訪問支援の利用に繋がるように取り組んでおります。	
	22 就学時の移行の際には、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。		2	現在、対象児童がいないため実施できておりません。	今後対象の児童がいた際は対応してまいります。
	23 質の向上を図るため、積極的に専門家や専門機関等に助言を受けたり、職員を外部研修に参加させているか。	2		職員が外部でおこなわれる研修等へ積極的に参加できるようにし、職員が必要な知識・技術の習得、維持および向上をはかることができるよう努めております。	
24 (自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか。		2	支援をおこない始めて間もないため、会議への参加はできておりません。	情報を収集し、今後参加してまいります。	
25 日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。	2		保育所等訪問支援が、保護者様のない場所と時間帯に提供されるサービスであることも踏まえ、訪問支援の内容に加え、訪問先での児童の様子や、周りの児童や訪問先施設の職員等との関わり方の状況を丁寧に伝えるよう努めております。		
26 家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	2		相談に応じて対応をおこなっております。		
保護者等への説明等	27 運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	2		支援の内容、人員体制（資格等）、利用者負担、苦情解決の手順、緊急時の連絡体制等の重要事項については文書化のうえ、対面で説明をおこなっております。	
	28 訪問先施設に対し、事業の趣旨や訪問支援の目的等について適切に説明を行っているか。	2		訪問前に説明をおこなっております。	
	29 保育所等訪問支援計画を作成する際には、子どもや保護者の意思の尊重、子どもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、子どもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	2		保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、将来に対する見通しを持ったうえで、障がい種別や障がいの特性、児童の発達の段階を丁寧に把握し、それらに応じた関わり方を考えていくとともに、児童にとって最も良いことは何かを考慮して作成するよう努めております。	
	30 「保育所等訪問支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から保育所等訪問支援計画の同意を得ているか。	2		児童や保護者様にたいし、「保育所等訪問支援計画」を示しながら説明をおこない、児童や保護者様の支援として必要な内容になっているかについて同意を得ております。	
	31 定期的に、家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか。	2		定期的な面談や保育所等訪問支援の実施後の報告等を通して、子育ての悩みなどに対する相談援助をおこなったり、児童の障がい特性についての理解が促されるような支援をおこなうよう努めております。	
	32 父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士や交流する機会を設ける等の支援をしているか。		2	現在、実施できておりません。	ご要望をうかがいながら実施に向けた検討をおこなってまいります。
	33 子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	2		相談や申し入れを受けつけるための窓口や苦情箱の設置、苦情受付担当者、苦情解決責任者、解決に向けた手順の整理など、迅速かつ適切に解決がはかれる仕組みを構築し対応しております。	
	34 定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか。	2		定期的な通信などを発行し、活動概要や連絡体制などの情報を児童や保護者様に対して発信しております。	
	35 個人情報の取扱いに十分留意しているか。	2		個人情報の使用や使用後の処理、保管については細心の注意を払い、鍵付きの書庫にて厳重に保管しております。	
	36 障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	2		情報伝達のための手段を児童や保護者様の状況に応じて対応しております。	
訪問先施設への説明等	37 訪問支援に加え、訪問先からの相談等に適切に応じる体制を整え、必要な助言や支援を行っているか。	2		児童の発達段階や障がいの特性を踏まえながら、児童本人の訪問先施設の職員や他の児童との関わり方の状況や集団活動への参加のようす、訪問先施設の環境や職員の児童に対する接し方など、児童との関わり方など、発達の過程を伝え、何が課題となっているのか、どのような支援が適切なのかなか検討をおこないながら回答できるよう取り組んでおります。	
	38 保育所等訪問支援の実施後に、訪問先施設とカンファレンスを行っているか。	2		訪問時における支援内容のフィードバックや、次回訪問時まで訪問先施設において取り残すべき課題、児童との関わり方において留意すべき点などについて伝達しております。	
	39 保育所等訪問支援の実施後に、家族等へ適切に支援内容等の共有を行っているか。	2		訪問先施設における児童の様子や、訪問先施設の職員や児童への関わり方などを踏まえ、保育所等訪問支援事業所が提供した訪問支援の内容をお伝えしております。	
	40 個人情報の取扱いに十分留意しているか。	2		個人情報の取扱いとプライバシーの保護に留意し支援をおこなっております。	
	41 訪問先施設からの相談に適切に応じ、信頼関係を築きながら、専門的な助言を行っているか。	2		保育所等訪問支援の実施後のカンファレンスなどを通して、児童の障がい特性についての理解が促されるような助言をおこなったり、児童との関わり方に関する相談援助をおこなったりしております。	
	42 事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	2		児童や保護者様が安心して保育所等訪問支援を受けられるようにするため、児童の健康状態の急変や感染症の発生、犯罪や事故の発生などに対応するマニュアル策定やその発生を想定した訓練、関係機関・団体との連携等により、事業所運営の中で想定されるさまざまなリスクに対し、日頃から十分に備えるよう努めております。	
非常時等の対応	43 安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	2		運営基準により、設備の安全点検、職員に対する安全に関する指導、職員の研修および訓練その他の安全管理に関する事項について、安全計画を策定するとともに、職員に周知し、安全計画に従って研修および訓練を定期的におこなっております。	
	44 ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	2		発生した事故事例の検証や、事故の情報を収集し、検証を行う機会を設けるとともに、事故原因の共有と再発防止の取組について、全ての職員に共有しております。	
	45 虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	2		虐待防止啓発のための定期的な研修を実施し、自治体が発する研修を受講するほか、自らが虐待防止のための研修を積極的に受講することなどにより、児童虐待の防止等に関する法律および障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について理解し、虐待防止の取組を進めることができるよう努めております。	
	46 どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか。	2		児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画に、身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、児童や保護者様に事前に十分に説明をし、了解を得たうえで記載しております。	

